第十条第二項中「第八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「保険外併用療養費又は」を削り、「第一項各号に掲げる療養（被保険者又はその被扶養者が第八条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。）」を「療養」に改め、「保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第六十三条第四項において準用する法第六十一条第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。）又は」を削り、「療養の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第一号に掲げる療養であつて七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、同号イ中「八万百円」とあるのは「四万五十円」と、「二十六万七千円」とあるのは「十三万三千五百円」と、「四万四千四百円」とあるのは「二万二千二百円」と、同号ロ中「十五万円」とあるのは「七万五千円」と、「五十万円」とあるのは「二十五万円」と、「八万三千四百円」とあるのは「四万千七百円」と、同号ハ中「三万五千四百円」とあるのは「一万七千七百円」と、「二万四千六百円」とあるのは「一万二千三百円」として同号の規定を適用した場合の同号に定める額）を「場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第八条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第七項中「訪問看護療養費又は」を削り、「被保険者であった者」を「被保険者であった者が」に、「被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者」を「被扶養者が」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「保険外併用療養費又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項において「保険医療機関等」と総称する。）」を「保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者」に、「保険医療機関等について」を「保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者について」に改め、「一部負担金」の下に「、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額」を、「当該保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第六十五条第六項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第八条第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第三項において準用する法第六十五条第六項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第八条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。）について準用する。この場合において、法第六十五条第六項中「被保険者又は被保険者であった者が」とあるのは、「被扶養者が」と読み替えるものとする。

附則第三条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）及び（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）を削り、「同項第三号イ中」の下に「三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは「二万二千二百円」と、同項第四号イ中」を加え、「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「当該各号」を「当該場合の区分に応じ当該各号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に、「並びに」を「及び」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第六項を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の四第一項第一号中「第五項まで」の下に「、第十一条の三の六」を加え、同号ニ中「及び第十一条の三の六第四項」を「並びに第十一条の三の六第一項、第四項及び第九項」に改め、同項第二号中「一般疾病医療費」の下に「（第十一条の三の六第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費」という。）」を加える。

第十一条の三の五第一項第一号中「並びに次条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及びロ」を「及び次条第一項」に改め、同条第五項中「、次条第一項」を削り、同条第六項第二号中「、第八項第二号及び次条第一項」を「及び第八項第二号」に改める。

第十一条の三の六第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合員が同一の月に一の法第五十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下この項及び第六項において「第二号医療機関等」という。）又は法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下この項及び第六項において「指定訪問看護事業者」という。）から療養を受けた場合において、法第五十五条第二項に規定する一部負担金（法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第五十五条の五第三項において準用する法第五十五条の三第三項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第五十六条の二第三項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、組合は、第十一条の三の四第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

第十一条の三の六第一項第一号中「入院療養費又は入院療養以外の療養であつて一の法第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として財務大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）」を「第十一条の三の四第一項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ中「（組合員の被扶養者が受けた療養（七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前の療養に限る。以下この号において「特例月七十歳到達前被扶養者療養」という。）にあつては、四万五十円）」を削り、「入院療養等」を「療養」に改め、「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。）」及び「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ロ中「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万七千七百円）」及び「（特例月七十歳到達前被扶養者療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を削り、同項第二号中「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）」を「第十一条の三の四第三項の規定により高額療養費を支給する場合」に改め、同号イ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、同号ロ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）」を削り、「入院療養」を「療養」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このロにおいて同じ。）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）」を削り、同号ハ中「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　第十一条の三の四第四項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額

イ　ロからニまでに掲げる者以外の者　三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。